

証券コード：7508

株式会社 **G-7** ホールディングス

第**47**期

# 定時株主総会 招集ご通知



**開催日時**

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時



**開催場所**

神戸市西区糀台5丁目6番3号  
**神戸 西神オリエンタルホテル**  
**4階 翔雲**  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

**決議事項**

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 故 木下 守氏に対し退職慰労金贈呈の件



**目次**

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第47期定時株主総会招集ご通知 | 1  |
| 株主総会参考書類        | 5  |
| 事業報告            | 27 |
| 連結計算書類          | 43 |
| 計算書類            | 57 |
| 監査報告            | 69 |

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

神戸市須磨区弥栄台2丁目1番地の3  
**株式会社G-7ホールディングス**  
代表取締役会長兼社長CEO 金 田 達 三

## 第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来場はできるだけ見合わせていただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願いいたします。ご来場されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページ「議決権行使についてのご案内」に従って2022年6月28日(火曜日)午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市西区糶台5丁目6番3号  
神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第47期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件  
2. 会計監査人および監査役会の第47期連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 故 木下 守氏に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.g-7holdings.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について

<株主様へのお願い>

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、会場へのご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。特に、ご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ◎ ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など感染予防のための措置にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 会場受付において、サーモグラフィーを設置し体温を測定させていただきます。一定以上の体温が確認された株主様にはご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主様のお席の間隔を十分に確保するため、席数を限定させていただきます。そのため、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主様控室およびお飲物につきましては、ご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

<当社の対応>

- ◎ 株主総会当日の状況に応じて、当社運営スタッフはマスク着用などの感染予防措置を講じてまいります。
- ◎ 当社役員および運営スタッフは、当日の体調を十分に確認したうえ、参加いたします。
- ◎ 株主総会の議事は、円滑かつ簡潔に執り行うことで、例年より短時間でを行う予定でありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.g-7holdings.co.jp>)に掲載させていただきます。

なお、本年度より、インターネット等による議決権行使を実施いたしますので、3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」および4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時




**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後6時到着分まで



**インターネット等で議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・第5・第6・第7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2・第3・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

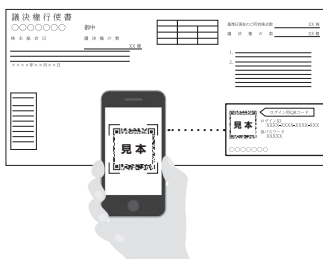
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

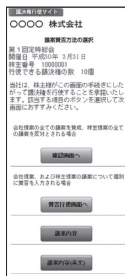
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



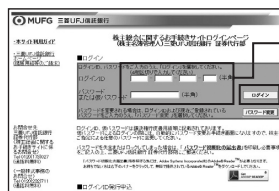
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

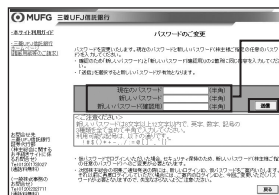
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれている管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）は、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理の他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線\_\_\_\_\_は変更部分を示しています。)

| 現行定款                      | 変更案                        |
|---------------------------|----------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第4条 <条文省略>  | 第1章 総則<br>第1条～第4条 <現行どおり>  |
| 第2章 株式<br>第5条～第11条 <条文省略> | 第2章 株式<br>第5条～第11条 <現行どおり> |
| 第3章 株主総会<br>第12条 <条文省略>   | 第3章 株主総会<br>第12条 <現行どおり>   |
| (招集者および議長)<br>第13条 <条文省略> | (招集者および議長)<br>第13条 <現行どおり> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>3 代表取締役が複数のときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の代表取締役がこれに当たる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第15条～第16条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 代表取締役が複数のときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により定まる代表取締役がこれに当たる。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第16条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>(取締役の選任)<br/>第19条 &lt;新設&gt;</p> <p>当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の<u>決議によって選任する。</u></p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>(取締役の選任)<br/>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p>  |
| <p>(取締役の任期)<br/>第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>                                     | <p>(取締役の任期)<br/>第20条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(取締役会の招集)<br/>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>  | <p>(取締役会の招集)<br/>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>  |
| <p>(取締役会の招集者および議長)<br/>第22条 &lt;条文省略&gt;<br/>2 &lt;条文省略&gt;</p>  | <p>(取締役会の招集者および議長)<br/>第22条 &lt;現行どおり&gt;<br/>2 &lt;現行どおり&gt;</p>   |



| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>3 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、<u>他の</u>代表取締役がこれに当たる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役名誉会長1名、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>3 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により<u>定まる</u>代表取締役がこれに当たる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>これを選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役名誉会長1名、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の取締役への委任)<br/><u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u><br/><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p><u>第26条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>  | <p align="center">&lt;削除&gt;<br/>&lt;削除&gt;</p> |
| <p align="center"><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>   | <p align="center">&lt;削除&gt;</p>                |
| <p align="center"><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第28条 当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>   | <p align="center">&lt;削除&gt;</p>                |
| <p align="center"><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第29条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p align="center">&lt;削除&gt;</p>                |
| <p align="center"><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>  | <p align="center">&lt;削除&gt;</p>                |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;<br/>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第32条～第35条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第7章 計算<br/>第36条～第39条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会の設置)<br/>第27条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)<br/>第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人<br/>第29条～第32条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第7章 計算<br/>第33条～第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現行定款                 | 変更案  |
|----------------------|--|
| <p>＜新設＞<br/>＜新設＞</p> | <p>附則<br/><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/>第1条 当社は、第47期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>2 第47期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第2項の定めるところによる。</p>  |
| <p>＜新設＞</p>          | <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u><br/>第2条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。<br/>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。<br/>3 本条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役8名（全員）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                            | 当社における地位および担当 |                               |
|-------|-------------------------------|---------------|-------------------------------|
| 1     | かね だ たつ み<br><b>金 田 達 三</b>   | 代表取締役会長兼社長CEO | <b>再任</b>                     |
| 2     | きし もと やす まさ<br><b>岸 本 安 正</b> | 常務取締役経営管理本部長  | <b>再任</b>                     |
| 3     | まつ だ ゆき とし<br><b>松 田 幸 俊</b>  | 取締役総務部長       | <b>再任</b>                     |
| 4     | せき だい さく<br><b>関 大 作</b>      | 取締役           | <b>再任</b>                     |
| 5     | たま き いさお<br><b>玉 木 功</b>      | 取締役           | <b>再任</b>                     |
| 6     | さか もと みつる<br><b>坂 本 充</b>     | 社外取締役         | <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> |
| 7     | し だ ゆき ひろ<br><b>志 田 幸 宏</b>   | 社外取締役         | <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> |
| 8     | い とう ゆう ごう<br><b>伊 藤 裕 剛</b>  | 社外取締役         | <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> |

**再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かねだ たつみ  
**金田 達三**

再任

生年月日

1950年11月14日

所有する当社の株式数

24,800株

在任年数

18年

取締役会出席状況

18/18回

#### 略歴、当社における地位および担当

1993年 4月 当社入社  
2000年 6月 当社取締役  
2000年 9月 キノシタオート(株)代表取締役社長  
2005年 4月 当社執行役員関東カンパニー社長  
2005年 6月 当社代表取締役社長  
2006年 1月 オートセブン分割準備(株)(現・(株)G-7・オート・サービス) 代表取締役社長  
2013年 4月 同社代表取締役会長  
2015年 8月 (株)G-7デベロップメント(現・(株)G7リテールジャパン) 代表取締役社長  
2017年 4月 同社代表取締役会長 (2018年3月退任)  
2018年 4月 (株)G-7・オート・サービス取締役会長 (2019年3月退任)  
(株)G7アグリジャパン代表取締役会長 (2019年3月退任)  
2019年 6月 当社代表取締役会長兼CEO  
**2022年 5月 当社代表取締役会長兼社長CEO**  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

金田達三氏は、2005年6月より当社の代表取締役を務めるとともに、当社子会社の代表取締役を歴任するなど、当社グループの経営をリードしてきた豊富な経験と実績を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。

#### 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社  
2003年 7月 当社経理部次長  
2005年 4月 当社経理部長  
2006年 7月 当社執行役員経理部長  
2007年 6月 当社取締役財務部長  
2021年 6月 当社常務取締役財務部長  
**2022年 4月 当社常務取締役経営管理本部長**  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

岸本安正氏は、長年にわたり当社の財務部門の責任者を務め、2022年4月より当社の経営管理本部長に就任するなど、財務・会計について豊富な業務経験と知見を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

きしもと やすまさ  
**岸本 安正**

再任

生年月日

1960年9月8日

所有する当社の株式数

8,800株

在任年数

15年

取締役会出席状況

17/18回

候補者番号

3

まつだ ゆきとし  
**松田 幸俊**

再任

生年月日

1951年1月30日

所有する当社の株式数

9,200株

在任年数

17年

取締役会出席状況

17/18回

候補者番号

4

せき だいさく  
**関 大作**

再任

生年月日

1971年6月25日

所有する当社の株式数

500株

在任年数

4年

取締役会出席状況

18/18回

#### 略歴、当社における地位および担当

1998年10月 当社入社  
2004年4月 当社経営統括本部総務部長  
2004年7月 当社管理本部長兼総務部長  
2005年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長  
2007年6月 当社取締役管理部長  
2008年6月 当社取締役総務部長  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

松田幸俊氏は、長年にわたり当社の総務部門の責任者を務め、社内でのコンプライアンスの徹底に寄与するなど、法務・ガバナンスについて豊富な業務経験と知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

#### 略歴、当社における地位および担当

2003年11月 (株)サンセブン(現・(株)G-7スーパーマーケット)入社  
2005年6月 同社取締役  
2009年7月 同社常務取締役  
2011年4月 同社専務取締役  
2016年4月 同社取締役副社長  
2017年4月 同社取締役社長  
2018年4月 同社代表取締役社長  
現在に至る。  
2018年6月 当社取締役  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

(株)G-7スーパーマーケット代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

関 大作氏は、業務スーパー事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

招集  
ご通知

株主  
総会参考  
書類

事業  
報告

連結  
計算書  
類

計算  
書類

監査  
報告

候補者番号

5

たまき  
玉木

いざお  
功

再任

生年月日

1963年5月18日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

3年

取締役会出席状況

18/18回

候補者番号

6

さかもと  
坂本

みつる  
充

再任 社外 独立

生年月日

1951年3月13日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

9年

取締役会出席状況

18/18回

#### 略歴、当社における地位および担当

1999年7月 (株)テラバヤシ(現・(株)G-7ミートテラバヤシ)入社  
2004年2月 同社執行役員ミートザミート西日本事業部長  
2010年2月 同社取締役  
2013年4月 同社取締役副社長  
2015年5月 同社代表取締役社長  
現在に至る。  
2019年6月 当社取締役  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

(株)G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

玉木 功氏は、精肉事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

#### 略歴、当社における地位および担当

1973年4月 (株)オニツカ(現・(株)アシックス)入社  
1977年4月 (株)日本エル・シー・エー入社  
1986年5月 同社取締役  
1990年5月 同社常務取締役(2001年7月退任)  
2001年5月 (株)マネジメントエフ設立  
代表取締役社長  
現在に至る。  
2013年6月 当社社外取締役  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

(株)マネジメントエフ代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坂本 充氏は、同氏の多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。



候補者番号

7

しだ ゆきひろ  
志田 幸宏

再任 社外 独立

生年月日

1965年5月5日

所有する当社の株式数  
一株

在任年数

7年

取締役会出席状況

18/18回

#### 略歴、当社における地位および担当

- 1989年4月 山一証券(株)入社  
1998年4月 メリルリンチ日本証券(株)入社  
2005年3月 SG Private Banking(Japan),Ltd.ダイレクター  
2006年3月 Societe Generale Bank&Trust,Singaporeシニアバイスプレジデント  
2011年10月 Analog Pte.Ltd.代表取締役社長  
現在に至る。
- 2012年2月 CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd. (現・Providentia Wealth Advisory Ltd.) シニアバイスプレジデント  
2013年6月 (株)ジークホールディングス社外取締役  
2015年6月 当社社外取締役  
現在に至る。
- 2021年8月 Providentia Wealth Advisory Ltd.エグゼクティブダイレクター  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

Analog Pte.Ltd.代表取締役社長  
Providentia Wealth Advisory Ltd.エグゼクティブダイレクター

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

志田幸宏氏は、同氏の海外での企業経営者としての高い見識と、豊富な実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

招集  
ご通知

株主  
総会参考書類

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

候補者番号

8

いとう ゆうごう  
伊藤 裕剛

再任 社外 独立

生年月日

1960年6月5日

所有する当社の株式数

400株

在任年数

2年

取締役会出席状況

18/18回

#### 略歴、当社における地位および担当

1984年4月 三共生興(株)入社  
1985年11月 同社香港支店赴任  
1993年6月 Sankyo Seiko Europe(France) S.A.出向  
1995年8月 (株)電通西日本入社  
2005年4月 同社神戸支社支社長  
2009年4月 同社広島支社副支社長(支社長職)  
2012年4月 同社大阪本社営業統括室室長  
2016年3月 同社姫路オフィス オフィス長  
2019年1月 同社神戸支社エグゼクティブプロジェクト マネジャー  
2020年6月 当社社外取締役  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

—

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊藤裕剛氏は、過去において社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、海外勤務経験に基づく見識と、他社において長期にわたり要職を歴任してきた実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本 充氏、志田幸宏氏および伊藤裕剛氏は社外取締役の候補者であります。当社は、坂本 充氏、志田幸宏氏および伊藤裕剛氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 在任年数は、本総会終結時における在任期間を示しております。
4. 当社は、坂本 充氏、志田幸宏氏および伊藤裕剛氏との間において、責任限定契約を締結しております。当該3氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定により、当該3氏と当社との間において責任限定契約を引き続き継続する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告38ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告37ページに記載のとおりであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 当社における地位 |          |
|-------|------------------------|----------|----------|
| 1     | よし だ たい ぞう<br>吉 田 泰 三  | 常勤監査役    | 新任       |
| 2     | じょう こう てい じ<br>上 甲 悌 二 | 社外監査役    | 新任 社外 独立 |
| 3     | にし い ひろ き<br>西 井 博 生   | 社外監査役    | 新任 社外 独立 |

新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

よしだ たいぞう  
吉田 泰三

新任

生年月日

1954年12月23日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

18/18回

監査役会出席状況

12/12回

候補者番号

2

じょうこう ていじ  
上甲 悌二

新任 社外 独立

生年月日

1965年8月19日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

18/18回

監査役会出席状況

12/12回

#### 略歴、当社における地位

1988年8月 ニュービジネスフォーラム（現・公益社団法人関西ニュービジネス協議会）入局  
2008年4月 同法人事務局長  
2011年5月 同法人理事 事務局長  
2017年1月 当社入社  
2017年6月 当社常勤監査役  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

—

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

吉田泰三氏は、これまで当社の監査役として、同氏のコーポレート・ガバナンスに関する知見に基づき積極的な助言と監督をしていただくなど、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をいただけるものと考え、監査等委員である取締役候補者いたしました。

#### 略歴、当社における地位

1993年4月 弁護士登録、大阪弁護士会所属  
現在に至る。  
2001年6月 当社社外監査役  
現在に至る。  
2017年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員  
オーナンパ㈱社外監査役  
㈱タカミヤ社外監査役  
㈱姫野組社外取締役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上甲悌二氏は、過去において社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、これまでの当社社外監査役としての実績を踏まえ、同氏の弁護士としての専門的見地からも、監査等委員として経営全般の監査・監督機能強化の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

にし い ひろ き  
西井 博生

新任 社外 独立

生年月日

1964年5月19日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

18/18回

監査役会出席状況

12/12回

#### 略歴、当社における地位

1987年4月 監査法人朝日新和会計社（現・有限責任 あずさ監査法人）入所  
2001年9月 あずさ監査法人退職  
2001年9月 西井博生公認会計士事務所開設  
2004年9月 なぎさ監査法人代表社員  
現在に至る。  
2004年12月 税理士法人なぎさ総合会計事務所代表社員  
現在に至る。  
2006年6月 当社社外監査役  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

なぎさ監査法人代表社員  
税理士法人なぎさ総合会計事務所代表社員  
三相電機㈱社外取締役（監査等委員）

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西井博生氏は、過去において社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、これまでの当社社外監査役としての実績も踏まえ、同氏の公認会計士としての専門的見地からも、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上甲悌二氏および西井博生氏は監査等委員である社外取締役の候補者であります。当社は、上甲悌二氏および西井博生氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、上甲悌二氏および西井博生氏との間において、責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定により、両氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告38ページに記載のとおりであります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告37ページに記載のとおりであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

**【ご参考】株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）**

本招集ご通知の取締役候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

|                           | 氏名    | 企業<br>経営 | 税務・<br>会計 | 法務・<br>ガバナンス | 人材育成 | M&A | 営業・<br>マーケティング | グローバル | サステナ<br>ビリティ |
|---------------------------|-------|----------|-----------|--------------|------|-----|----------------|-------|--------------|
| 取<br>締<br>役               | 金田 達三 | ○        |           |              | ○    | ○   | ○              | ○     | ○            |
|                           | 岸本 安正 | ○        | ○         | ○            | ○    | ○   |                | ○     | ○            |
|                           | 松田 幸俊 |          |           | ○            | ○    | ○   |                | ○     | ○            |
|                           | 関 大作  | ○        |           |              | ○    | ○   | ○              |       | ○            |
|                           | 玉木 功  | ○        |           |              | ○    | ○   | ○              |       | ○            |
|                           | 坂本 充  | ○        |           |              | ○    | ○   | ○              |       |              |
|                           | 志田 幸宏 | ○        |           |              |      | ○   | ○              | ○     |              |
|                           | 伊藤 裕剛 |          |           |              |      |     | ○              | ○     |              |
| 監取<br>査締<br>等役<br>委・<br>員 | 吉田 泰三 |          |           | ○            |      | ○   |                |       |              |
|                           | 上甲 悌二 | ○        | ○         | ○            |      | ○   |                |       |              |
|                           | 西井 博生 | ○        | ○         | ○            |      | ○   |                |       |              |

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」において監査等委員である取締役に吉田泰三氏と監査等委員である社外取締役に上甲悌二氏および西井博生氏の選任されることを条件として、監査等委員である取締役吉田泰三氏の補欠として加藤康彦氏を、監査等委員である社外取締役上甲悌二氏または西井博生氏の補欠として米田耕士氏を、それぞれ選任願うものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**  
かとう やすひこ  
**加藤 康彦**

生年月日  
1961年5月26日  
所有する当社の株式数  
一株

#### 略歴

1995年3月 (株)オートセブン (現・(株)G-7ホールディングス) 入社  
2013年11月 当社内部統制室長  
2018年4月 当社内部監査室長  
現在に至る。

#### 重要な兼職の状況

—

#### 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

加藤康彦氏は、当社において内部統制室長などを歴任し、現在、内部監査室長を務めるなど、コンプライアンス、リスク管理および内部統制についての豊富な経験と実績を有しているため、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をいただけるものと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

よねだ こうじ  
米田 耕士

生年月日

1957年2月17日

所有する当社の株式数

－株

#### 略歴

1990年4月 弁護士登録、兵庫県弁護士会所属  
元原・田中法律事務所(現・多聞法律事務所) 入所  
現在に至る。

2006年4月 兵庫県弁護士会副会長

2016年4月 兵庫県弁護士会会長

#### 重要な兼職の状況

##### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

米田耕士氏は、過去において直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の長年の弁護士としての専門的見地から、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田耕士氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、米田耕士氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 米田耕士氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告38ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告37ページに記載のとおりであります。



## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第45期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、引き続き、年額3億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告36ページに記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、本総会終了後の取締役会において、その対象を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、現在の取締役の報酬額および現在の取締役の員数等を勘案したものであることから、相当であると考えております。

当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,500万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および監査等委員である取締役の職責等を勘案したものであることから、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**第7号議案** 故 木下 守氏に対し退職慰労金贈呈の件

2021年11月13日に逝去されました木下 守氏（前取締役名誉会長）は、1976年6月に当社設立以来、創業者として45年にわたり当社グループの発展に多大なる貢献をされました。

つきましては、同氏の在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、取締役会が定めた社内規程に沿って決定されており、相当であると判断しております。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名   | 略 歴                       |
|-------|---------------------------|
| 木 下 守 | 1976年6月 当社設立<br>当社代表取締役社長 |
|       | 2005年6月 当社代表取締役会長         |
|       | 2016年6月 当社取締役名誉会長         |
|       | 2021年11月 逝去により退任          |

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられ、ワクチン接種が進展するなか、感染者数が減少し経済活動に正常化の動きが見られたものの、新たな変異株による感染再拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻を契機とした国際情勢の不安定化により、先行きは依然として不透明な状況となっております。小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の生活スタイルの変化や販売チャネルの多様化、業種・業態を超えた企業間競争が続くなか、エネルギー価格や原材料価格の高騰がみられるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のもとで、当社グループは、引き続き、お客様や従業員の安全・健康を第一に考え、新型コロナウイルス感染症対策を全店舗において実践しました。また、人づくり、組織づくりの再構築を図ると共に、売上から利益重視の生産性向上を図り、収益力の拡大にも取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は168,525百万円（前連結会計年度比3.0%増）、営業利益は7,448百万円（同5.5%増）、経常利益は7,877百万円（同7.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5,255百万円（同8.2%増）の増収増益となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

オートボックス・車関連事業につきましては、4月～9月にかけて新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、都道府県をまたぐ移動の自粛要請のなか、帰省や行楽のドライブ需要等が減少し、主力商品であるタイヤ、ナビゲーション、ドライブレコーダー等のカー用品関連の販売は伸び悩みましたが、車のメンテナンスや、車販売を中心に、販売体制の強化と再来店の促進に取り組み、サービスの向上に努めました。また、冬季の降雪や寒波の影響等により冬用タイヤやタイヤチェーン等を中心に冬季用品の販売は堅調に推移しました。新規出店につきましては、「オートボックス」を中部圏に1店舗、近畿圏に1店舗移転オープン、「バイクワールド」を中部圏に1店舗、中国圏に1店舗、アウトドア用品専門店「FIELD SEVEN」を首都圏に1店

舗、中部圏に1店舗、コインランドリー「マンマチャオ」を近畿圏に1店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末の「オートバックス」の店舗数は71店舗、「バイクワールド」の店舗数は16店舗、「FIELD SEVEN」の店舗数は4店舗、「マンマチャオ」の店舗数は6店舗となりました。これにより、売上高は37,012百万円（前連結会計年度比1.9%増）となり、経常利益は2,759百万円（同37.9%増）となりました。

業務スーパー事業につきましては、新規出店による増収効果や、メディアやSNSの効果による業務スーパー商品の紹介等により来店客数の増加に繋がり、売上および利益面共に前年度を上回りました。新規出店につきましては、「業務スーパー」を北海道に2店舗、首都圏に2店舗、中部圏に1店舗、九州圏に5店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末の「業務スーパー」の店舗数は175店舗となりました。これにより売上高は89,190百万円（前連結会計年度比7.5%増）、経常利益は4,258百万円（同8.5%増）となりました。

精肉事業につきましては、精肉の加工・販売を中心に安心・安全な食材を提供する「お肉のてらばやし」が新規出店による増収効果があったものの、前年度においてコロナ禍で急拡大した内食需要の反動減による既存店の売上減少もあり、売上高は減少となりました。利益面におきましては、コロナ禍における世界的な原材料価格の高騰による粗利益率の低下、テナント料等の販管費の増加もあり、減少となりました。新規出店につきましては、「お肉のてらばやし」を北海道に1店舗、首都圏に3店舗、中部圏に1店舗、九州圏に7店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末の「お肉のてらばやし」の店舗数は153店舗となりました。これにより、売上高は19,208百万円（前連結会計年度比0.2%減）、経常利益は436百万円（同48.4%減）となりました。

その他事業につきましては、ミニスーパー「miniピアゴ」および農産物直売所「めぐみの郷」が、前年度においてコロナ禍で急拡大した内食需要の反動減による既存店の売上減少や、新規出店による出店費用の増加もあり、売上および利益面共に減少しました。新規出店につきましては、「miniピアゴ」を首都圏に3店舗、「めぐみの郷」を近畿圏に1店舗、自転車販売店「トレジャーサイクル」を近畿圏に1店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末の「miniピアゴ」の店舗数は69店舗、「めぐみの郷」の店舗数は44店舗、「トレジャーサイクル」の店舗数は1店舗となりました。これにより、売上高は23,113百万円（前連結会計年度比7.5%減）となり、経常利益は211百万円（同54.1%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、3,224百万円となりました。主なものは、オートボックス・車関連事業では、「オートボックス」店舗を中部圏に1店舗オープンし、近畿圏に1店舗移転オープンしたこと、「バイクワールド」店舗を中部圏に1店舗、中国圏に1店舗オープンしたこと、アウトドア用品専門店「FIELD SEVEN」店舗を首都圏に1店舗、中部圏に1店舗オープンしたこと、コインランドリー「マンマチャオ」店舗を近畿圏に1店舗オープンしたこと、業務スーパー事業では、「業務スーパー」店舗を北海道に2店舗、首都圏に2店舗、中部圏に1店舗、九州圏に5店舗オープンしたこと、精肉事業では、「お肉のてらばやし」店舗を北海道に1店舗、首都圏に3店舗、中部圏に1店舗、九州圏に7店舗オープンしたこと、その他事業では、ミニスーパー「miniピアゴ」店舗を首都圏に3店舗オープンしたこと、農産物直売所「めぐみの郷」店舗を近畿圏に1店舗オープンしたこと、自転車販売店「トレジャーサイクル」店舗を近畿圏に1店舗オープンしたこと等であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金はすべて自己資金を充当し、特記すべき資金調達はありません。

## (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                      | 第 44 期<br>(2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | 第 45 期<br>(2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) | 第 46 期<br>(2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで) | 第 47 期<br>(2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで) |
|--------------------------|---|---|---|---|
| 売上高(百万円)                 | 122,502                                 | 132,642                                 | 163,556                                 | 168,525                                 |
| 経常利益(百万円)                | 5,019                                   | 5,995                                   | 7,306                                   | 7,877                                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 3,041                                   | 3,523                                   | 4,855                                   | 5,255                                   |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 251.12                                  | 145.46                                  | 211.64                                  | 119.28                                  |
| 総資産(百万円)                 | 44,691                                  | 47,886                                  | 51,391                                  | 54,145                                  |
| 純資産(百万円)                 | 19,502                                  | 22,018                                  | 21,263                                  | 24,747                                  |
| 1株当たり純資産額(円)             | 1,607.52                                | 907.34                                  | 957.83                                  | 558.17                                  |

- (注) 1. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を、算定しております。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を、算定しております。

## (5) 対処すべき課題

国内におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者数が一時的に減少し、経済活動に正常化の動きが見られたものの、新たな変異株による感染拡大がみられ、先行きは依然として不透明な状況となっております。小売業界におきましては、消費者の生活スタイルの変化や販売チャネルの多様化、業種・業態を超えた企業間競争が続くなか、エネルギー価格や原材料価格の高騰がみられるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、グループの成長を持続するために以下の項目を重点課題として取組み、さらなる増収増益に向けた基盤づくりを強化してまいります。

### 収益向上への取組み

当社グループは、これまでも事業戦略の見直しや市場の急激な変化への対応に努め、強固な経営基盤づくりを目指し、まい進してまいりました。創業50周年にあたる2025年に向けて、今後も確実に収益をあげ成長を続けるために、タイムリーで適切な新規出店、従業員一人ひとりの働き方への意識改革による労働時間の短縮を含めた生産性の向上、また引き続き徹底的な経費削減等の諸施策を実行することなどにより、グループ全体のコストを見直し、収益性の向上に努めてまいります。

### 人材育成への取組み

当社グループの基盤は、販売事業にあります。単に物を売るだけでなく専門知識や情報を提供すること、的確な商品説明やカウンセリング、商品活用を提案すること、アフターケアを確実に行うことなどにより、お客様に満足を与え続けられる人材を育て、ファンづくり、生涯顧客づくりに取組んでまいります。

### 組織継続への取組み

当社グループは、グループ内において「店長養成講座」や「幹部養成塾」、「NC養成塾」を開講し、次世代を担う若手社員や幹部社員の育成に取り組んでおります。さらにグループの社長・役員を対象とした「創業者塾」を開講し、経営のノウハウや役員としての心構えを教育することで、組織の将来を担う経営者の育成に努めております。

### 市場開拓への取組み

当社グループは、オートバックス・車（四輪・二輪）関連事業、業務スーパー事業、精肉事業を中心に、アグリ事業をはじめとしたその他事業にも積極的に取組んでおります。これらグループでのシナジーが期待できる業種・業態に対しては、今後も積極的にM&Aや資本提携・業務提携等の手法を用いてグループ全体の業容拡大を目指してまいります。

### アジア市場への取組み

日本国内の需要が縮小傾向にあるなか、当社グループは、東南アジア諸国に現地法人を設立し、グローバル化を推進してまいりました。日本国内外での事業展開において得られた経験を生かし、今後の国際情勢を注視しながら海外での展開をすすめてまいります。

これらの課題に対処するにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実やコンプライアンス体制の強化、リスク管理などの取組みを通じ、社会からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

さて、2022年4月30日、当社の代表取締役社長であった木下智雄氏が道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕され、同氏は2022年5月2日付で取締役を辞任しました。本件につきましては、関係者ならびに株主各位には多大なご心配およびご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。当社は本件を真摯に受け止め、役員および従業員におけるコンプライアンスのさらなる徹底に取り組んでまいります。引き続き、株主様のご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容               |
|------------------|--------|---------|-----------------------|
| 株式会社G-7・オート・サービス | 380百万円 | 100.0%  | 自動車用品・部品の販売、自動車の買取・販売 |
| 株式会社G-7スーパーマート   | 405百万円 | 100.0%  | 食品・雑貨の販売              |
| 株式会社G-7ミートテラバヤシ  | 50百万円  | 100.0%  | 食肉・畜産加工品の販売           |



## (7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの事業内容および当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

オートボックス・車関連事業…車（四輪・二輪）関連用品・部品・車輛販売

連結子会社 株式会社G-7・オート・サービス、株式会社G-7バイクワールド他が行っております。

業務スーパー事業…冷凍食品・加工食品販売

連結子会社 株式会社G-7スーパーマートが行っております。

精肉事業…食肉・畜産加工品の販売

連結子会社 株式会社G-7ミートテラバヤシが行っております。

その他事業…厳選食品の卸販売、農産物の直売、ミニスーパーの運営、健康体操教室の運営、  
自転車販売店の運営、不動産賃貸業等

当社および連結子会社 株式会社G7ジャパンフードサービス、株式会社G7アグリジャパン、  
株式会社G7リテールジャパン、株式会社99イチバ他が行っております。

(注) 株式会社99イチバは、2022年4月1日付で商号を株式会社G-7リコス・ストアズに変更いたしました。

### (8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

①当社本店 神戸市須磨区

②営業店舗

| 業 態 別       | 店舗数 | 国・都道府県別  |
|-------------|-----|--|
| オートバックス     | 78  | 茨城県2店、千葉県13店、福井県8店、京都府5店、兵庫県39店、岡山県3店、広島県6店、マレーシア2店  |
| 業務スーパー      | 175 | 北海道11店、埼玉県19店、千葉県14店、東京都19店、神奈川県17店、岐阜県4店、愛知県26店、三重県8店、大阪府11店、兵庫県23店、福岡県17店、長崎県2店、熊本県4店                        |
| お肉のてらばやし    | 153 | 北海道10店、宮城県1店、福島県1店、埼玉県18店、千葉県11店、東京都16店、神奈川県11店、山梨県1店、岐阜県3店、愛知県17店、三重県6店、大阪府7店、兵庫県29店、岡山県5店、福岡県12店、佐賀県1店、熊本県4店 |
| めぐみの郷       | 44  | 埼玉県3店、千葉県3店、東京都7店、神奈川県2店、岐阜県1店、愛知県5店、大阪府4店、兵庫県17店、奈良県2店  |
| バイクワールド     | 16  | 栃木県1店、千葉県2店、岐阜県1店、愛知県1店、三重県1店、大阪府1店、兵庫県4店、広島県1店、香川県1店、福岡県1店、マレーシア2店  |
| miniピアゴ     | 69  | 東京都55店、神奈川県14店   |
| その他 (カーブス等) | 56  | 栃木県1店、埼玉県5店、千葉県6店、東京都4店、神奈川県25店、福井県2店、京都府1店、兵庫県12店   |

(注) オートバックスの店舗数には、オートバックスエクスプレス7店舗が含まれております。

③工場 9カ所

### (9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 2,054名  | 92名増        |

(注) 従業員数には、パート・アルバイト社員5,667名(期中平均人員)は含まれておりません。

### (10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 残 高      |
|-----------------------|--------------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 3,300<br>百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 2,000        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 2,000        |

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 208,000,000株

(注) 2021年8月23日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は104,000,000株増加し208,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 44,063,754株

(注) 2021年8月23日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は22,031,877株増加し44,063,754株となっております。

(3) 株主数 5,107名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名   | 持株数    | 持株比率  |
|---|--------|-------|
|   | 千株     | %     |
| 一般社団法人Kトラスト信託口  | 11,835 | 26.86 |
| 木下陽子  | 6,966  | 15.80 |
| 公益財団法人G-7奨学財団   | 3,661  | 8.30  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 2,882  | 6.54  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE HCR00  | 2,049  | 4.65  |
| 株式会社オートバックスセブン  | 1,348  | 3.06  |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT  | 1,048  | 2.37  |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 763    | 1.73  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)  | 618    | 1.40  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY                               | 411    | 0.93  |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 地 位                  | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況   |
|----------------------|---------|---|
| 取締役会長兼CEO<br>(代表取締役) | 金 田 達 三 |   |
| 取締役社長<br>(代表取締役)     | 木 下 智 雄 |   |
| 常務取締役                | 岸 本 安 正 | 財務部長  |
| 取 締 役                | 松 田 幸 俊 | 総務部長  |
| 取 締 役                | 関 大 作   | 株式会社G-7スーパーマーケット代表取締役社長   |
| 取 締 役                | 玉 木 功   | 株式会社G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長  |
| 取 締 役                | 坂 本 充   | 株式会社マネジメントエフ代表取締役社長   |
| 取 締 役                | 志 田 幸 宏 | Analog Pte.Ltd.代表取締役社長、Providentia Wealth Advisory Ltd.エグゼクティブダイレクター  |
| 取 締 役                | 伊 藤 裕 剛 |   |
| 監 査 役 (常勤)           | 吉 田 泰 三 |   |
| 監 査 役                | 上 甲 悌 二 | 弁護士<br>弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員<br>オーナンバ株式会社社外監査役、株式会社タカミヤ社外監査役、株式会社姫野組社外取締役 |
| 監 査 役                | 西 井 博 生 | 公認会計士<br>なぎさ監査法人代表社員、税理士法人なぎさ総合会計事務所代表社員<br>三相電機株式会社社外取締役（監査等委員）      |

- (注) 1. 取締役坂本 充氏、志田幸宏氏および伊藤裕剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上甲悌二氏および西井博生氏は、社外監査役であります。
3. 監査役西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役坂本 充氏、志田幸宏氏、伊藤裕剛氏および監査役上甲悌二氏、西井博生氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役名誉会長木下 守氏は、2021年11月13日に逝去され退任いたしました。
6. 代表取締役社長木下智雄氏は、2022年5月2日付で取締役を辞任いたしました。
7. 代表取締役会長兼CEO金田達三氏は、2022年5月2日付で社長を兼務いたしました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等（2022年3月31日現在）

### ①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年12月20日開催の取締役会において決議された役員規程において、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。また、取締役の報酬に関する手続きの透明性や客観性を強化するため、取締役会からの諮問に対して答申を行う、指名・報酬委員会を2021年12月20日に設置しております。

当社取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を実現する優秀な人材を確保・育成することを目的とした役員報酬制度を定めており、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、固定報酬につきましては、役員規程に詳細に内容が定められており、透明性のある報酬体系を確保し、担当職位、各期の業績、貢献度等により決定しており、毎月金銭で支給しております。

業績連動報酬につきましては、インセンティブ方式を採用しており役員賞与として金銭で支給することを原則とし、業績連動報酬に係る指標は、単年度の過去最高連結当期純利益のオーバー額を算定の基礎として支給される報酬額と、役員規程に詳細に内容が定められた経営計画数値の達成状況を基に支給される報酬額との合計額を、取締役会により委任された代表取締役会長金田達三氏および代表取締役社長木下智雄氏の両名により、各取締役の担当領域の規模・責任や貢献度等を総合的に勘案して決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の経営状況を熟知し、総合的に各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役会長および代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該報酬の決定は、指名・報酬委員会が役員規程との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申を尊重していることから、委任された裁量の範囲内で権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

業績連動報酬の指標として単年度の過去最高連結当期純利益を選定した理由は、増収、増益、過去最高利益を達成することにより、企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持たせる指標にふさわしいと判断したからであります。なお、当連結会計年度における連結当期純利益は、5,255百万円の過去最高実績であります。

固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定方針につきましては、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上に寄与するため、最も適切な割合となることを方針としております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に当たっては、役員規程に詳細に定められており、その規定に従い取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

## ②取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |            |            | 対象となる役員<br>の員数(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------------------|
|                  |                 | 固定報酬            | 業績連動<br>報酬 | 非金銭<br>報酬等 |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 196<br>(9)      | 143<br>(7)      | 53<br>(2)  | －<br>(－)   | 8<br>(3)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 13<br>(6)       | 11<br>(5)       | 2<br>(1)   | －<br>(－)   | 3<br>(2)          |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第45期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は3名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第37期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役および上席部長であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等との重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坂本 充氏は、株式会社マネジメントエフの代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役志田幸宏氏は、Analog Pte.Ltd.の代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役上甲悌二氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の代表社員を兼職しておりますが、当社と同法人との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西井博生氏は、なぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員を兼職しておりますが、当社と両法人との間には特別の関係はありません。

## ②他の法人等の社外役員の重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役志田幸宏氏は、Providentia Wealth Advisory Ltd.のエグゼクティブダイレクターを兼任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役上甲悌二氏は、オーナンバ株式会社および株式会社タカミヤの社外監査役ならびに株式会社姫野組の社外取締役を兼任しておりますが、当社と当該3社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西井博生氏は、三相電機株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。

## ③当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 取締役会への出席 | 監査役会への出席 | 発言の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要  |
|-----|------|----------|----------|--|
| 取締役 | 坂本 充 | 18回中18回  | —        | 多様な業種での経営コンサルタントとしての実務的経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保し、経営を監督しております。              |
| 取締役 | 志田幸宏 | 18回中18回  | —        | 海外での企業経営の実務的経験の見地と豊富な実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保し、経営を監督しております。              |
| 取締役 | 伊藤裕剛 | 18回中18回  | —        | 海外勤務経験に基づく見識と他社において長期にわたり要職を歴任してきた実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保し、経営を監督しております。 |
| 監査役 | 上甲悌二 | 18回中18回  | 12回中12回  | 弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において発言を行っております。  |
| 監査役 | 西井博生 | 18回中18回  | 12回中12回  | 公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において発言を行っております。  |

## ④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役について、それぞれ、法令が定める最低責任限度額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                              | 報 酬 等 の 額 |
|----------------------------------|-----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額         | 40百万円     |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人について、法令が定める最低責任限度額としております。



## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり取締役会において決議しております。

#### ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令および定款の規定に則り、当社の企業理念、G-7グループ企業倫理綱領、G-7グループ企業・従業員行動指針を制定し、取締役および使用人への法令遵守の徹底を図っています。具体的には、グループ各社代表者を委員に加えた企業倫理委員会において、グループ各社の法令遵守に係る自主監査報告を実施するとともに、内部監査部門による内部監査を定期的実施しています。また、法令違反の早期発見およびその是正ならびに再発防止に資することを目的とし、企業内部通報制度を実施しています。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報管理・文書管理等の規程を整備し、情報の保存および管理を適正に行っています。今後とも適宜規程の見直しを行い、体制を強化します。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントに努めています。同委員会は、リスク管理規程に基づき、G-7グループリスク管理方針、体制、予防・対策等を検討し、必要な措置を講じています。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を毎月開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしております。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに上席部長制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G-7グループ社長会等を通じたグループ各社の予算統制を実施しています。

⑥当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社子会社からなる当社グループにおいて、関係会社管理規程・G-7グループ企業情報管理規程・経営計画策定規程等を整備し、グループ各社業務の適正化を図っています。また、グループ方針徹底会議を適宜開催し、グループ全体の方針管理・実行の徹底を図るとともに、企業倫理委員会、G-7グループ社長会、経営会議等の一層の充実に努めています。同時に内部監査部門によるグループ企業監査の実施強化により、関係会社経営の適正化を図って指導を行っています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査業務の遂行にあたり、内部監査部門に所属する使用人に、その職務の補助に必要な調査を実施するよう求めることができます。また、内部監査部門の使用人の任命、異動、その他人事に係る事項について、監査役に意見がある場合には、その意見を尊重します。

⑧前号⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な調査の依頼を受けた使用人は、監査役の職務補助業務を優先するものとし、その業務に関しては、取締役および内部監査部門長の指揮命令を受けません。

⑨取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対し各種重要会議へのオブザーバー出席が行えるためのスケジュールの調整および各種会議議事録による報告を実施しています。また、監査役会規程に基づき取締役および使用人より監査役に報告を行い、情報が円滑に伝わる体制をとっています。

⑩監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程、G-7グループ内部監査規程および関係会社管理規程等に基づき、監査役監査が実効的に行えるように体制整備を図っています。なお、内部監査部門によるグループ会社に関する監査実施の内容は、その都度監査役に報告され、監査役監査のフォローを行っています。また、内部監査部門は監査計画に沿った内部監査を実施するとともに、監査役の要請があれば要請事項について内部監査し、その結果を報告することにより、監査役監査の実効性確保に努めています。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を取締役に先行した日程で開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしています。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに上席部長制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G-7グループ社長会等を通じたグループ各社の統制を実施しています。

また、当社グループのリスク管理体制につきましては、リスク管理委員会（委員長、代表取締役社長）を設置し、当社および当社グループのリスク情報の把握・分析・対処に努め、必要に応じ個別のリスク対策委員会等を通じ、適切かつ迅速にリスク対応を図りました。

さらに、グループ内のコンプライアンスや業務の適正を確保するための体制等への対応については、企業倫理委員会を毎月開催し、グループ各社の法令遵守状況の確認および新たな法令の施行に向けての注意喚起が行われ、グループ各社の代表者から問題点の報告が行われた際には、適正化のための各委員による討議が行われています。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる安定成長と財務基盤の確立を経営の基本方針としております。株主の皆様への利益配分につきましては、安定配当の継続を前提に、業績に応じた利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

当期の期末配当金につきましては、普通配当として1株につき17円50銭、当期の業績に基づく特別配当金として1円50銭の合計19円とし、この効力発生日ならびに支払開始日は、2022年6月13日といたします。なお、当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。株式分割前の2021年9月30日を基準日として35円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は株式分割前に換算いたしますと、中間配当金35円と期末配当金38円を合わせた1株当たり73円、株式分割後に換算いたしますと、中間配当金17円50銭と期末配当金19円を合わせた1株当たり36円50銭に相当いたします。

---

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部                |               |
|----------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>29,498</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>23,313</b> |
| 現金及び預金               | 17,033        | 買掛金                    | 8,479         |
| 売掛金                  | 3,992         | 短期借入金                  | 8,000         |
| 商品及び製品               | 6,854         | 未払法人税等                 | 1,180         |
| その他                  | 1,627         | 賞与引当金                  | 1,081         |
| 貸倒引当金                | △10           | その他                    | 4,571         |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>24,647</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>6,084</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>15,737</b> | 長期借入金                  | 1,300         |
| 建物及び構築物              | 8,376         | 役員退職慰労引当金              | 731           |
| 土地                   | 5,086         | 再評価に係る繰延税金負債           | 42            |
| その他                  | 2,274         | 資産除去債務                 | 2,192         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>731</b>    | 退職給付に係る負債              | 807           |
| のれん                  | 437           | その他                    | 1,010         |
| その他                  | 294           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>29,398</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>8,177</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| 繰延税金資産               | 2,133         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>25,106</b> |
| 敷金及び保証金              | 5,525         | 資本金                    | 1,785         |
| その他                  | 692           | 資本剰余金                  | 2,905         |
| 貸倒引当金                | △173          | 利益剰余金                  | 20,415        |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>54,145</b> | 自己株式                   | △0            |
|                      |               | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>△511</b>   |
|                      |               | その他有価証券評価差額金           | 203           |
|                      |               | 土地再評価差額金               | △514          |
|                      |               | 為替換算調整勘定               | △196          |
|                      |               | 退職給付調整累計額              | △4            |
|                      |               | <b>非支配株主持分</b>         | <b>152</b>    |
|                      |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>24,747</b> |
|                      |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>54,145</b> |

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 168,525 |
| 売上原価            | 126,215 |
| 販売費及び一般管理費      | 42,309  |
| 営業利益            | 34,860  |
| 営業外収益           | 7,448   |
| 受取利息及び配当金       | 6       |
| 受取手数料           | 156     |
| 協賛金収入           | 167     |
| 有価証券売却益         | 79      |
| 保険配当金           | 96      |
| その他             | 203     |
| 営業外費用           | 709     |
| 支払利息            | 28      |
| 固定資産処分損         | 134     |
| 貸倒引当金繰入         | 33      |
| 社葬関連費用          | 34      |
| その他             | 47      |
| 経常利益            | 280     |
| 特別利益            | 7,877   |
| 受取補償金           | 62      |
| 特別損失            |         |
| 減損損失            | 450     |
| 投資有価証券評価損       | 12      |
| 関係会社事業損失        | 6       |
| 税金等調整前当期純利益     | 469     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,342   |
| 法人税等調整額         | △95     |
| 当期純利益           | 2,247   |
| 当期純利益           | 5,223   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | △32     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 5,255   |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 1,785   | 2,905     | 16,834    | △0      | 21,525      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △1,674    |         | △1,674      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |           | 5,255     |         | 5,255       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | 3,581     | △0      | 3,581       |
| 当 期 末 残 高                     | 1,785   | 2,905     | 20,415    | △0      | 25,106      |

(単位：百万円)

|                               | その他の包括利益累計額      |              |              |                  |                       | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|--------------|--------------|------------------|-----------------------|-------------|--------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包<br>括利益累計<br>額合計 |             |        |
| 当期首残高                         | 278              | △514         | △167         | △19              | △422                  | 160         | 21,263 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |              |                  |                       |             |        |
| 剰余金の配当                        |                  |              |              |                  |                       |             | △1,674 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |              |              |                  |                       |             | 5,255  |
| 自己株式の取得                       |                  |              |              |                  |                       |             | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △75              | -            | △28          | 15               | △88                   | △8          | △96    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △75              | -            | △28          | 15               | △88                   | △8          | 3,484  |
| 当期末残高                         | 203              | △514         | △196         | △4               | △511                  | 152         | 24,747 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

(株)G-7・オート・サービス、(株)G7リテールジャパン、(株)G-7スーパーマーケット、(株)G-7バイクワールド、(株)G7アグリジャパン、(株)G-7ミートテラバヤシ、G7 RETAIL MALAYSIA SDN.BHD.、(株)G7ジャパンフードサービス、(株)G-7. Crown Trading、(株)G7ストアイノベーションズ、(株)めぐみのさとファーム、台湾七品股份有限公司、(株)99イチバ、(株)G-7・オートボックスつくば

なお、(株)G-7・オートボックスつくばにつきましては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### (イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ②棚卸資産

商品

主として移動平均法による原価法、先入先出法による原価法及び個別法による原価法（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### (ロ) 固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。



主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）による定額法

事業用借地権（当該借地権を設定している土地の改良費等を含む）

契約残年数を基準とした定額法

その他無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社は、2016年3月に役員退職慰労金制度の積立を停止し、内規に基づく2016年3月末までの要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。

(二) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、翌連結会計年度に費用処理（1年）することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。

(ホ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業につきましては、車（四輪・二輪）関連用品・部品・車両販売をはじめとした、オートバックス・車関連事業、冷凍食品・加工食品販売をはじめとした、業務スーパー事業、食肉・畜産加工品の販売をはじめとした、精肉事業を主要な事業としております。これらの販売については、主に店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(ハ) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5年間もしくは10年間の定額法により償却を行っております。  
ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却しております。

(ト) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

②連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を計上することとしております。

これにより、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

なお、「収益認識に関する会計基準」第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

固定資産

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額

有形固定資産 15,737百万円

無形固定資産 731百万円

当社グループでは、固定資産の減損会計において、主として店舗を基本単位として、賃貸用資産および遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が存在する資産グループについては、減損の認識判定の結果、必要なものについて減損損失の計上を行っています。

営業損益が継続的にマイナスとなっている資産グループについては減損の兆候があることから、経営者が作成した利益計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、認識判定を行っています。

実際の業績が当該見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結貸借対照表において、固定資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物

111百万円

土地

1,088百万円

計

1,199百万円

担保資産に係る債務

短期借入金

1,944百万円

長期借入金

1,300百万円

計

3,244百万円

上記の他、定期預金5百万円を営業取引保証のため担保に供しております。

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,674百万円

#### (3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、42百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、514百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部（マイナス表示）に計上しております。

##### ①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の為に公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法、第2条第

3号に定める固定資産税評価額及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

②再評価実施日

2002年3月31日

③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△787百万円

## 5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度におきまして、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途   | 種類       | 場所          |
|------|----------|-------------|
| 営業店舗 | 建物及び構築物等 | 広島県他（計54店舗） |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、賃貸用資産については物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている等の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額450百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その主な内訳は、建物及び構築物359百万円、その他91百万円であります。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額あるいは使用価値により測定しております。正味売却価額は、処分見込価額を基に算定した金額により評価しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト(WACC)4.27%で割り引いて算定しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数（株） | 当連結会計年度<br>増加株式数（株） | 当連結会計年度<br>減少株式数（株） | 当連結会計年度<br>末株式数（株） |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 |                     |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 22,031,877          | 22,031,877          | —                   | 44,063,754         |
| 合計    | 22,031,877          | 22,031,877          | —                   | 44,063,754         |
| 自己株式  |                     |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 200                 | 224                 | —                   | 424                |
| 合計    | 200                 | 224                 | —                   | 424                |

(注) 1. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加 22,031,877株は株式の分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式総数の増加 200株は株式の分割によるものであります。

4. 普通株式の自己株式総数の増加 24株は単元未満株式の買取によるものであります。

## (2) 配当に関する事項

### ①配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年5月14日<br>取締役会  | 普通株式  | 903             | 41.0            | 2021年3月31日 | 2021年6月14日 |
| 2021年10月29日<br>取締役会 | 普通株式  | 771             | 35.0            | 2021年9月30日 | 2021年12月1日 |

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2022年5月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 837             | 利益剰余金 | 19.0            | 2022年3月31日 | 2022年6月13日 |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方法

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、さらなる事業の成長をはかるため、出店計画に伴う設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については、行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日毎の入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを伴っており、毎月時価の状況を把握しております。

敷金及び保証金は、当社グループの出店に際し、通常、店舗等賃借先に対して敷金等を差し入れる場合がほとんどであります。契約に際しては、相手先の信用状態を十分検討したうえで出店の意思決定をいたしますが、その後の経済環境の変化や契約先の信用状態の悪化により差し入れた敷金・保証金の貸倒リスクを伴う場合があり、定期的に信用調査等を行い、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、借入金は、主に運転資金に係る資金調達である短期借入金と、主に設備投資に係る資金調達である長期借入金であります。短期借入金は、変動金利により調達しているため、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。長期借入金は、固定金利で調達しております。これらの営業債務や短期借入金は、その決済時において流動性リスクを伴いますが、当社グループでは、各社の資金繰計画を毎月見直すことにより、そのリスクを回避しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額7百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

|                       | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|-----------------------|------------|--------|-----|
| (1) 売掛金               | 3,992      | 3,992  | －   |
| (2) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 410        | 410    | －   |
| (3) 敷金及び保証金           | 5,525      | 5,431  | △94 |
| 資産計                   | 9,929      | 9,834  | △94 |
| (4) 買掛金               | 8,479      | 8,479  | －   |
| (5) 短期借入金             | 8,000      | 8,000  | －   |
| (6) 長期借入金             | 1,300      | 1,298  | △1  |
| 負債計                   | 17,779     | 17,778 | △1  |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

| 区 分                     | 時 価  |      |      | 合 計 |
|-------------------------|------|------|------|-----|
|                         | レベル1 | レベル2 | レベル3 |     |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 410  | －    | －    | 410 |

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

| 区 分     | 時 価  |       |      |       |
|---------|------|-------|------|-------|
|         | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合 計   |
| 売掛金     | －    | 3,992 | －    | 3,992 |
| 敷金及び保証金 | －    | 5,431 | －    | 5,431 |
| 買掛金     | －    | 8,479 | －    | 8,479 |
| 短期借入金   | －    | 8,000 | －    | 8,000 |
| 長期借入金   | －    | 1,298 | －    | 1,298 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金及び短期借入金

買掛金及び短期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**8. 賃貸等不動産に関する注記**

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の商業施設(土地を含む。)を有しております。

## (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時 価   |
|------------|-------|
| 2,558      | 2,435 |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や帳簿価額を時価と見做しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 558円17銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 119円28銭 |

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## 10. 資産除去債務に関する注記

当該資産除去債務の概要

当社グループは、商業施設用に建設した建物等について不動産賃貸借契約を締結しており、当該不動産賃貸借契約における賃貸期間終了時の原状回復義務等に関し資産除去債務を計上しております。

当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、取得日より10年から34年、割引率は、0.0%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当連結会計年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 期首残高            | 2,117百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 145百万円   |
| 時の経過による調整額      | 15百万円    |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △86百万円   |
| 期末残高            | 2,192百万円 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社グループは、オートバックス・車関連事業、業務スーパー事業、精肉事業及びその他事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、車（四輪・二輪）関連用品・部品・車両、冷凍食品・加工食品、食品・畜産加工品、厳選食品の卸販売であります。

また、各事業の売上高は、オートバックス・車関連事業 36,733百万円、業務スーパー事業 89,146百万円、精肉事業 19,208百万円及びその他事業 22,582百万円であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（3）会計方針に関する事項（ホ）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

|                            | 当連結会計年度 |
|----------------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高）<br>売掛金 | 3,353   |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高）<br>売掛金 | 3,992   |

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 13. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りの一定の仮定について)

新型コロナウイルス感染症については、今後の感染拡大や収束時期等を見通すことが困難な状況ですが、翌連結会計年度において緩やかに改善すると仮定して繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 目 の 部       |               | 負 債 目 の 部              |               |
|-----------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>6,469</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>9,751</b>  |
| 現金及び預金          | 4,062         | 短期借入金                  | 8,000         |
| 前払費用            | 108           | 未払金                    | 311           |
| 未収入金            | 1,882         | 未払費用                   | 49            |
| 短期貸付金           | 346           | 未払法人税等                 | 741           |
| その他             | 69            | 未払消費税等                 | 100           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>17,358</b> | 賞与引当金                  | 342           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,842</b>  | 設備関係未払金                | 5             |
| 建物              | 2,634         | その他                    | 200           |
| 構築物             | 204           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>4,125</b>  |
| 機械及び装置          | 10            | 長期借入金                  | 1,300         |
| 車両運搬具           | 9             | 退職給付引当金                | 21            |
| 工具、器具及び備品       | 106           | 役員退職慰労引当金              | 731           |
| 土地              | 3,871         | 預り敷金保証金                | 1,413         |
| 建設仮勘定           | 4             | 再評価に係る繰延税金負債           | 42            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>143</b>    | 資産除去債務                 | 582           |
| 借地権             | 48            | その他                    | 34            |
| ソフトウェア          | 85            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>13,877</b> |
| その他             | 10            | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,372</b> | <b>株 主 資 本</b>         | <b>10,261</b> |
| 投資有価証券          | 413           | 資 本 金                  | 1,785         |
| 関係会社株式          | 6,949         | 資 本 剰 余 金              | 2,723         |
| 関係会社長期貸付金       | 1,211         | 資 本 準 備 金              | 2,723         |
| 長期前払費用          | 16            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>5,751</b>  |
| 繰延税金資産          | 1,144         | 利 益 準 備 金              | 74            |
| 敷金及び保証金         | 861           | その他利益剰余金               | 5,676         |
| その他             | 45            | 別 途 積 立 金              | 2,930         |
| 貸倒引当金           | △269          | 土 地 圧 縮 積 立 金          | 74            |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>23,828</b> | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 2,672         |
|                 |               | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△0</b>     |
|                 |               | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>△310</b>   |
|                 |               | その他有価証券評価差額金           | 204           |
|                 |               | 土 地 再 評 価 差 額 金        | △514          |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>9,950</b>  |
|                 |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>23,828</b> |

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     |  | 金 額   |       |
|-------------------------|--|-------|-------|
| 営 業 収 益                 |  |       | 6,225 |
| 営 業 費 用                 |  |       |       |
| 売 上 原 価                 |  | 1,686 |       |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |  | 1,756 | 3,442 |
| 営 業 外 収 益               |  |       | 2,783 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       |  | 14    |       |
| 保 険 配 当 金               |  | 96    |       |
| 有 価 証 券 売 却 益           |  | 79    |       |
| そ の 他                   |  | 43    | 234   |
| 営 業 外 費 用               |  |       |       |
| 支 払 利 息                 |  | 28    |       |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         |  | 91    |       |
| 社 葬 関 連 費 用             |  | 35    |       |
| そ の 他                   |  | 28    | 183   |
| 経 常 利 益                 |  |       | 2,834 |
| 特 別 利 益                 |  |       |       |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         |  |       | 300   |
| 特 別 損 失                 |  |       |       |
| 減 損 損 失                 |  | 29    |       |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       |  | 12    |       |
| 関 係 会 社 事 業 損 失         |  | 13    | 55    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |  |       | 3,078 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  | 149   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額           |  | △105  | 43    |
| 当 期 純 利 益               |  |       | 3,035 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |           |              |                  |                  |              |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|--------------|------------------|------------------|--------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |              |                  |                  |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金     |                  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                         |         |           |              |           | 別 途<br>積 立 金 | 土 地 圧 縮<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 1,785   | 2,723     | 2,723        | 74        | 2,930        | 74               | 1,311            | 4,390        | －       | 8,900       |
| 事業年度中の変動額               |         |           |              |           |              |                  |                  |              |         |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |              |           |              |                  | △1,674           | △1,674       |         | △1,674      |
| 当期純利益                   |         |           |              |           |              |                  | 3,035            | 3,035        |         | 3,035       |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |           |              |                  |                  |              | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |              |           |              |                  |                  |              |         |             |
| 事業年度中の変動額<br>合 計        | －       | －         | －            | －         | －            | －                | 1,360            | 1,360        | △0      | 1,360       |
| 当 期 末 残 高               | 1,785   | 2,723     | 2,723        | 74        | 2,930        | 74               | 2,672            | 5,751        | △0      | 10,261      |

(単位：百万円)

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |          |            | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------|----------|------------|-----------|
|                             | その他有価証券評価差額金    | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 278             | △514     | △235       | 8,664     |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |                 |          |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                 |          |            | △1,674    |
| 当 期 純 利 益                   |                 |          |            | 3,035     |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                 |          |            | △0        |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | △74             | -        | △74        | △74       |
| 事業年度中の変動額合計                 | △74             | -        | △74        | 1,286     |
| 当 期 末 残 高                   | 204             | △514     | △310       | 9,950     |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12年～50年

構築物 7年～50年

##### ②無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）による定額法

事業用借地権（当該借地権を設定している土地の改良費等を含む）

契約残年数を基準とした定額法

その他無形固定資産

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定

の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末において発生していると認められる退職給付債務見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

当社は、2016年3月に役員退職慰労金制度の積立を停止し、内規に基づく2016年3月末までの要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

当社は子会社への経営管理及び経営指導を行っており、経営管理の委託にかかる契約については、当社の子会社に対し事業の経営管理及び経営指導と業績・実績管理等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は毎月役務提供の完了をもって履行義務が充足されると判断しており、当社の子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

②連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を計上することとしております。

これにより、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

なお、「収益認識に関する会計基準」第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

関係会社に対する投融資及び貸倒引当金

当事業年度における貸借対照表計上額

関係会社株式 6,949百万円

関係会社長期貸付金 1,211百万円

関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金 268百万円

業績が悪化した関係会社に対する投融資について、関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合に関係会社株式評価損を計上しており、また、回収不能見込額として債務超過相当額に対して貸倒引当金を計上しています。

今後、関係会社の業績が著しく変動した場合、翌事業年度の貸借対照表において、関係会社株式及び貸倒引当金の金額に影響を及ぼす可能性があります。



#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|    |          |
|----|----------|
| 建物 | 111百万円   |
| 土地 | 1,088百万円 |
| 計  | 1,199百万円 |

担保資産に係る債務

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 1,944百万円 |
| 長期借入金 | 1,300百万円 |
| 計     | 3,244百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,036百万円

##### (3) 保証債務

仕入先に対する保証債務

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| (株)G - 7バイクワールド             | 13百万円 |
| (株)めぐみのさとファーム               | 6百万円  |
| G7 RETAIL MALAYSIA SDN.BHD. | 0百万円  |

##### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,267百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,212百万円 |
| 短期金銭債務 | 13百万円    |
| 長期金銭債務 | 759百万円   |

(5) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、42百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、514百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部(マイナス表示)に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の計算の為に公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法、第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

②再評価の実施日

2002年3月31日

③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△787百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

5,802百万円

営業費用

2百万円

営業取引以外の取引高

9百万円

(2) 関係会社事業損失

関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金繰入額等であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

24株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |   |   |           |
|----------------|---|---|-----------|
| 繰延税金資産         |   |   |           |
| 賞与引当金          |   |   | 147百万円    |
| 未払事業税          |   |   | 9百万円      |
| 役員退職慰労引当金      |   |   | 223百万円    |
| 事業用借地権償却       |   |   | 37百万円     |
| 資産除去債務         |   |   | 178百万円    |
| 減価償却超過額        |   |   | 527百万円    |
| 関係会社株式評価損      |   |   | 1,130百万円  |
| 関係会社株式         |   |   | 154百万円    |
| 貸倒引当金          |   |   | 82百万円     |
| その他            |   |   | 83百万円     |
|                | 小 | 計 | 2,576百万円  |
| 評価性引当額         |   |   | △1,259百万円 |
|                | 合 | 計 | 1,316百万円  |
| 繰延税金負債         |   |   |           |
| 固定資産圧縮積立金      |   |   | △35百万円    |
| 資産除去費用         |   |   | △46百万円    |
| その他            |   |   | △90百万円    |
| 繰延税金資産の純額      |   |   | 1,144百万円  |
| 再評価に係る繰延税金資産   |   |   |           |
| 土地再評価差額        |   |   | 186百万円    |
| 評価性引当額         |   |   | △186百万円   |
|                |   |   | —         |
| 再評価に係る繰延税金負債   |   |   |           |
| 土地再評価差額        |   |   | 42百万円     |
| 再評価に係る繰延税金負債合計 |   |   | 42百万円     |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称                   | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係         | 取引の内容                   | 取引高<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------|-----------|---------------|
| 子会社 | 株式会社<br>G・7・オート・<br>サービス | 所有<br>直接100%           | 不動産賃貸                 | 不動産の賃貸(注)1              | 1,447        | 預り敷金保証金   | 653           |
| 子会社 | 株式会社<br>G・7スーパー<br>マート   | 所有<br>直接100%           | 経営の管理・<br>指導<br>役員の兼務 | 経営管理料の受取(注)2            | 884          | —         | —             |
| 子会社 | 株式会社<br>G・7パイク<br>ワールド   | 所有<br>直接100%           | 資金の貸付                 | 貸付金の回収(注)3<br>利息の受取(注)3 | 12<br>3      | 関係会社長期貸付金 | 653           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 不動産の賃貸料については、近隣相場等を勘案して決定しております。  
 2. 経営管理料の受取については、持株会社である当社の運営費用等を検討して交渉の上決定しております。  
 3. 資金の貸付・借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 225円83銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 68円88銭  |

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## 10. 資産除去債務に関する注記

### 当該資産除去債務の概要

当社は、商業施設用に建設した建物等について不動産賃貸借契約を締結しており、当該不動産賃貸借契約における賃貸期間終了時の原状回復義務等に関し資産除去債務を計上しております。

### 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、取得日より10年から34年、割引率は、0.0%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 期首残高            | 579百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 19百万円  |
| 時の経過による調整額      | 4百万円   |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △21百万円 |
| 期末残高            | 582百万円 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 13. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りの一定の仮定について)

新型コロナウイルス感染症については、今後の感染拡大や収束時期等を見通すことが困難な状況ですが、翌事業年度において緩やかに改善すると仮定して繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社G - 7ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社G - 7ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G - 7ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社G - 7ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社G - 7ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社G - 7ホールディングス監査役会

常勤監査役 吉 田 泰 三 ㊟

社外監査役 上 甲 悌 二 ㊟

社外監査役 西 井 博 生 ㊟

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場……神戸市西区糀台5丁目6番3号

神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲

(最寄りの駅 神戸市営地下鉄 西神中央駅下車徒歩1分)

